

グリーンピースの海洋調査と 政府の対応

グリーンピース・ジャパン

事務局長

佐藤潤一



GREENPEACE

www.greenpeace.org/japan

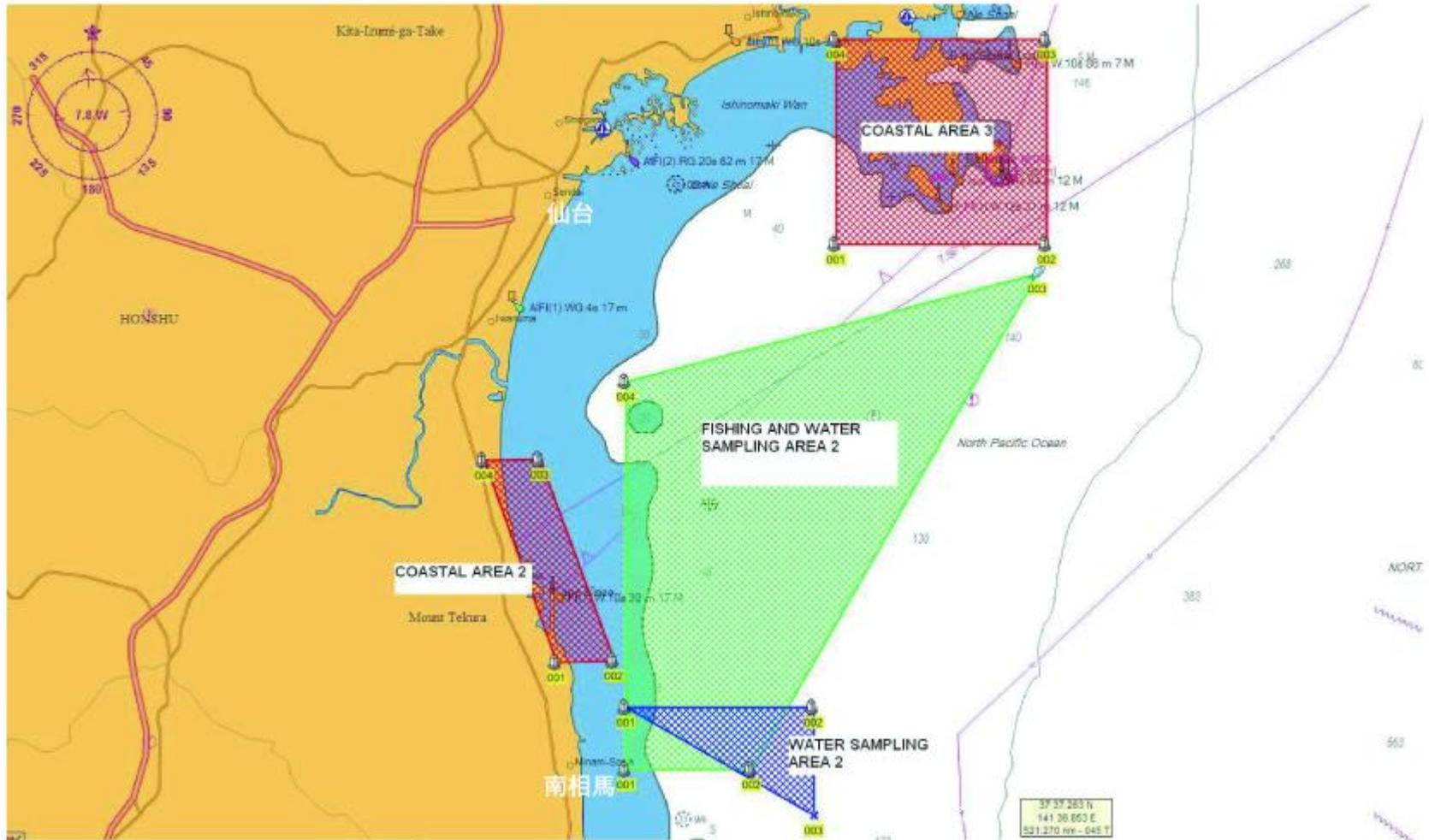
経緯

- 3月から、グリーンピースは福島県内での放射線調査を2度行う
- 海洋汚染への国際的な注目
- 台湾沖を航行していた「虹の戦士号」を日本に派遣することを検討
- 4月20日、グリーンピースの調査船「虹の戦士号（オランダ船籍、555トン）」での調査を船籍国であるオランダ政府を通じて日本政府に要請。<http://ow.ly/4KceS>（調査書）
- 4月27日、外務省からオランダ政府に領海外での調査であれば許可するとの報告 <http://ow.ly/4Kcgg>（許可書）
- 4月30日現在、東京湾沖で停泊。領海内調査許可を待つ

調査内容（サンプル予定）

- 海水
- 底質
- 海棲生物
 - 貝類（アサリ、イガイ、マテガイ、ホタテガイ、ウニ）
 - 海藻類（ひじき、わかめ、こんぶ）
 - 魚類（コウナゴ、マイワシ、カタクチイワシ、アイナメ、ニシン、アナゴ、アンコウ、サンマ）

調査海域 福島第一原発北部



グリーンピースが計画する調査海域（福島県南部から茨城県）

福島第一南部



問題点

- 日本政府、領海内での調査を不許可
- 外務省は領海内調査拒否の理由として
 1. 国連海洋法において領海内の主権が日本にあること（調査許可を与えることも含め）
 2. 領海内では政府がIAEAなどと協力して調査をしていること

（4月29日、外務省の国際報道官がドイツZDFのインタビューに対し返答）

政府が突然、海洋モニタリングを強化

- 4月25日、文部科学省が突然、モニタリング強化を発表
http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1305425.htm
- 文科省のモニタリング強化案がグリーンピースの調査案と酷似

● 「環境モニタリング強化計画」を受けた海域モニタリングの強化について

平成23年4月25日
 文部科学省

以下の海域モニタリングの強化について、可能な限り速やかに実施する。

1. 採水ポイントの追加【下図参照】

・福島県沿岸及び沖合において、水産庁の助言を得て採水ポイントを6点(沿岸2点、沖合4点)追加。これにより、採水ポイント(は28点から34点となる。

沿岸(追加2点を含め18点)は東京電力株式会社が採水・分析し、沖合(追加4点を含め16点)は独立行政法人海洋研究開発機構の船舶で採水し、独立行政法人日本原子力研究開発機構が分析。

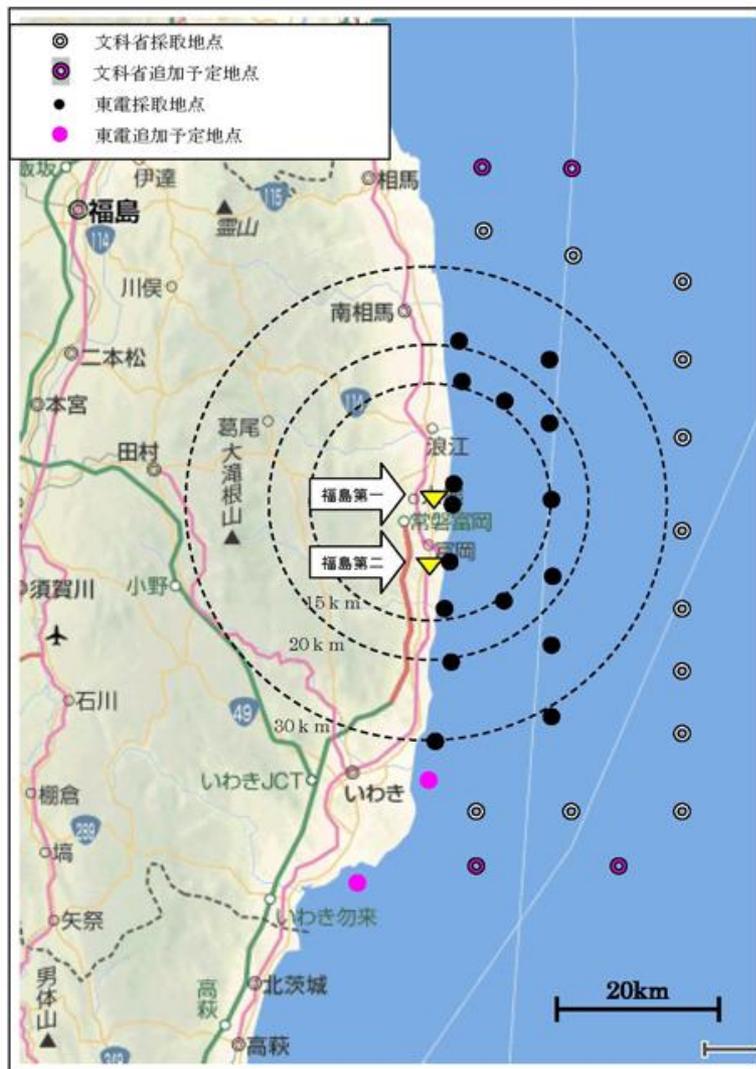
沖合については、本日(25日)より追加採水ポイントにおけるサンプリングに着手したところ。

・茨城県におけるモニタリングの開始。(沖合5点)

海上保安庁の船舶で採水し、東京電力株式会社が分析。

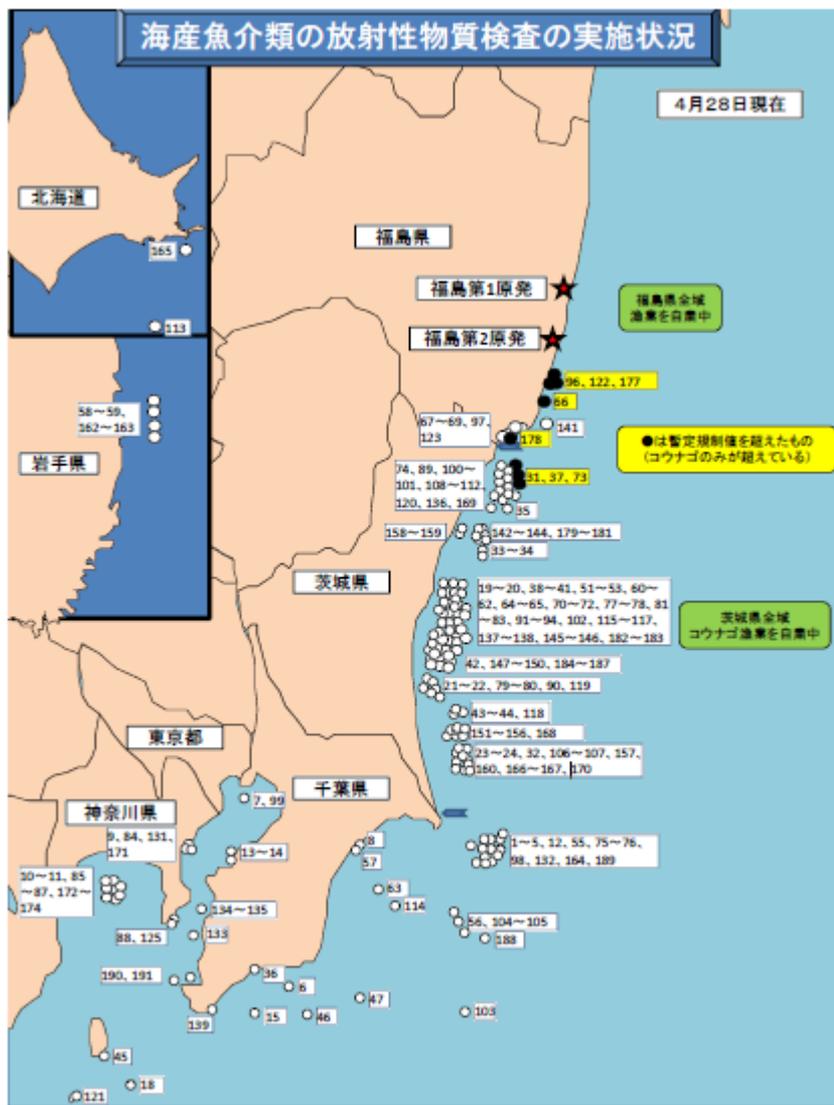
本日(25日)より追加採水ポイントにおけるサンプリングに着手したところ。

福島県調査位置図



茨城県調査位置図



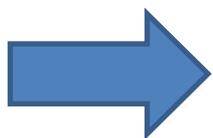


水産物 都道府県調査

- 福島県沖で調査がほとんど行われていない
- 宮城県沖で行われていない
- 全体的に種類が少ない
(底質、海藻類、貝類などが不十分)

問題点と第三者による調査の必要性

- サンプル数や調査対象項目が少ない
- 分析機関が独立していない
 - <福島県沖海水> 独立行政法人海洋研究開発機構の船舶で採水し、独立行政法人日本原子力研究開発機構が分析
 - <茨城県沖海水> 海上保安庁の船舶で採水し、東京電力株式会社が分析
 - <水産物> 漁協が採取し、独立行政法人水産総合研究センターなどが分析



様々な機関やNGOの調査を積極的に受け入れ、調査をクロスチェックできるようにすることで、汚染の実態の把握と、風評被害を避けることができる